



山形県公報

令和3年9月28日(火)
第242号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 公共測量の実施の通知..... (農村計画課) …969
- 土地改良区の定款変更の認可..... (村山総合支庁農村計画課) … 同
- 県営土地改良事業計画の変更..... (庄内総合支庁農村計画課) …970
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定..... (最上総合支庁農村整備課) … 同
- 道路の区域の変更..... (村山総合支庁建設総務課) …971
- 県道の供用の開始..... ( 同 ) … 同
- 県証紙売りさばき所の変更..... (会 計 局) … 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立.....972
- 政治団体の届出事項の異動..... 同

### 公 告

- 山形県労働委員会委員候補者の推薦..... (雇用・コロナ失業対策課) …973
- 県営住宅入居者の一般公募..... (置賜総合支庁建築課) …974

## 告 示

### 山形県告示第760号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
南陽市宮内地内、長井市芦沢地内、東置賜郡高畠町大字元和田地内及び同郡川西町大字上奥田地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年8月6日から同年10月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(基準点測量)

### 山形県告示第761号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上川中流土地改良区

- 2 事務所の所在地  
山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日  
令和3年9月16日

#### 山形県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営柳沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営柳沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年9月29日から同年10月27日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第763号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営宇津森地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
鮭川村役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年9月29日から同年10月27日まで
- 4 その他
  - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第764号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月28日から同年10月12日まで縦覧に供する。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡中山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|------------------------------|------|-------------------|------------|
| 天童市大字寺津字舟町72番1から<br>同 65番3まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 6.5 | メートル<br>44 |
| 同 上                          | 新    | 19.0メートル<br>} 7.5 | 同 上        |

**山形県告示第765号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月28日から同年10月12日まで縦覧に供する。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長岡中山線
- 2 供用開始の区間 天童市大字寺津字舟町72番1から  
同 65番3まで
- 3 供用開始の期日 令和3年9月28日

**山形県告示第766号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名       | 売りさばき所の所在地          |       | 承認年月日       |
|----------------------------|---------------------|-------|-------------|
|                            | 変 更 前               | 変 更 後 |             |
| 一般財団法人山形県交通安全協会<br>会長 佐藤光子 | 上市市矢来三丁目7番50号       | 同 左   | 令和 3. 9. 17 |
|                            | 天童市大字高揃1300         | 同 左   |             |
|                            | 天童市糠塚二丁目4番1号        | 同 左   |             |
|                            | 寒河江市大字西根字上川原228番地の1 | 同 左   |             |
|                            | 村山市中央一丁目2番5号        | 同 左   |             |
|                            | 尾花沢市横町二丁目4番1号       | 同 左   |             |

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 新庄市新町5番19号            | 新庄市大字松本822番地 |
| 米沢市城北二丁目3番19号         | 同 左          |
| 南陽市櫛塚1618番地           | 同 左          |
| 長井市小出3743番地の3         | 同 左          |
| 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49番地 | 同 左          |
| 東田川郡庄内町余目字滑石8番地1      | 同 左          |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年9月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日          |
|----------|--------|----------|----------------|----------------|
| 佐藤ともや後援会 | 佐藤友哉   | 佐藤一幸     | 鶴岡市若葉町23番18号   | 令和<br>3. 8. 17 |
| 後藤ひらく後援会 | 後藤啓    | 後藤啓      | 酒田市下青沢字山添178番地 | 同<br>9. 2      |

#### 山形県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和3年9月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 異動事項       | 内 容            |                  | 異動年月日          |
|------------|--------|------------|----------------|------------------|----------------|
|            |        |            | 新              | 旧                |                |
| 自由民主党朝日町支部 | 白田忠一   | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡朝日町大字大谷571 | 西村山郡朝日町大字宮宿31-10 | 令和<br>3. 7. 27 |
|            |        | 代表者の氏名     | 白田忠一           | 柴田喜久雄            |                |
|            |        | 会計責任者の氏名   | 石井好秀           | 細谷秀明             |                |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 異動事項       | 内 容          |                          | 異動年月日          |
|----------------|--------|------------|--------------|--------------------------|----------------|
|                |        |            | 新            | 旧                        |                |
| 山形県税理士政治連盟     | 齋藤 榮一  | 代表者の氏名     | 齋藤 榮一        | 江部 寛                     | 令和<br>3. 7. 16 |
|                |        | 会計責任者の氏名   | 福原 茂統        | 鈴木 誠                     |                |
| 山形県中小企業政策推進協議会 | 安房 毅   | 主たる事務所の所在地 | 山形市諏訪町2-1-61 | 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル14階 | 同<br>8. 1      |
|                |        | 会計責任者の氏名   | 加藤 祐悦        | 三浦 賢二                    |                |

**公 告**

山形県労働委員会の第47期委員の補欠の労働者委員を1名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 推薦資格を有するもの  
山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
- 2 推薦される者の資格  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。
- 3 推薦手続  
別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
  - (1) 被推薦者の履歴書
  - (2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
  - (3) 推薦をする労働組合の労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書
- 4 推薦期間  
令和3年10月8日（金）から同月14日（木）まで
- 5 推薦書の提出先  
産業労働部雇用・コロナ失業対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号 )

労働組合名

代表者氏名

印

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の第47期委員の補欠の労働者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日       | 住 所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号          |     |     |     |

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                  | 所在地                 | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|---------------------|---------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                     |                     | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営太田町アパ<br>ート1号     | 米沢市太田町五<br>丁目1-10   | 3DK  | 74.0                          | 2    | 一般用 | 23,800                  | 27,500                             | 31,400                             | 35,500                             | 40,500 | 46,800                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同<br>2号             | 同                   | 同    | 74.0                          | 1    | 同   | 23,800                  | 27,500                             | 31,400                             | 35,500                             | 40,500 | 46,800                             |                                    |
| 同<br>3号             | 同                   | 2DK  | 60.3                          | 1    | 同   | 19,500                  | 22,500                             | 25,800                             | 29,100                             | 33,200 | 38,300                             |                                    |
| 同                   | 同                   | 3DK  | 74.0                          | 4    | 同   | 23,900                  | 27,600                             | 31,600                             | 35,700                             | 40,800 | 47,000                             |                                    |
| 同                   | 同                   | 同    | 74.0                          | 1    | 同   | 23,900                  | 27,600                             | 31,600                             | 35,700                             | 40,800 | 47,000                             |                                    |
| 同<br>4号             | 同                   | 2DK  | 60.3                          | 1    | 同   | 19,500                  | 22,500                             | 25,800                             | 29,100                             | 33,200 | 38,300                             |                                    |
| 同                   | 同                   | 3DK  | 74.0                          | 1    | 同   | 23,900                  | 27,600                             | 31,600                             | 35,700                             | 40,800 | 47,000                             |                                    |
| 同<br>春日アパー<br>ート3号  | 同<br>春日五丁<br>目2-43  | 同    | 75.6                          | 1    | 同   | 25,800                  | 29,800                             | 34,100                             | 38,500                             | 44,000 | 50,800                             |                                    |
| 同                   | 同                   | 同    | 75.6                          | 1    | 同   | 25,800                  | 29,800                             | 34,100                             | 38,500                             | 44,000 | 50,800                             |                                    |
| 同<br>玉の木アパ<br>ート    | 同<br>通町八丁<br>目2-95  | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,000                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800 | 27,500                             |                                    |
| 同                   | 同                   | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,000                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800 | 27,500                             |                                    |
| 同<br>成島アパー<br>ート1号  | 同<br>成島町三<br>丁目2-96 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 16,000                  | 18,400                             | 21,100                             | 23,800                             | 27,200 | 31,400                             |                                    |
| 同<br>米沢中央ア<br>パート1号 | 同<br>中央七丁<br>目5-77  | 同    | 68.7                          | 1    | 同   | 22,800                  | 26,400                             | 30,200                             | 34,000                             | 38,900 | 44,900                             |                                    |
| 同<br>2号             | 同                   | 同    | 68.7                          | 2    | 同   | 22,000                  | 25,400                             | 29,100                             | 32,800                             | 37,500 | 43,200                             |                                    |

|                  |                    |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|--------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同                | 同                  | 同   | 68.7 | 1 | 同 | 22,000 | 25,400 | 29,100 | 32,800 | 37,500 | 43,200 | 单身可 |
| 同 中田第1ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>658-3     | 同   | 68.2 | 1 | 同 | 21,800 | 25,200 | 28,800 | 32,500 | 37,200 | 42,900 | 同   |
| 同                | 同                  | 同   | 68.2 | 1 | 同 | 21,800 | 25,200 | 28,800 | 32,500 | 37,200 | 42,900 |     |
| 同 2号             | 同                  | 同   | 68.8 | 1 | 同 | 22,600 | 26,100 | 29,800 | 33,700 | 38,500 | 44,400 |     |
| 同 3号             | 同                  | 同   | 69.9 | 1 | 同 | 23,100 | 26,600 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,300 | 单身可 |
| 同 4号             | 同                  | 2DK | 62.1 | 1 | 同 | 20,700 | 23,900 | 27,300 | 30,800 | 35,200 | 40,600 | 同   |
| 同                | 同                  | 3DK | 75.4 | 2 | 同 | 25,100 | 29,000 | 33,200 | 37,400 | 42,800 | 49,300 | 同   |
| 同 5号             | 同                  | 同   | 75.4 | 2 | 同 | 25,200 | 29,100 | 33,300 | 37,600 | 42,900 | 49,600 |     |
| 同                | 同                  | 同   | 75.4 | 1 | 同 | 25,200 | 29,100 | 33,300 | 37,600 | 42,900 | 49,600 | 单身可 |
| 同 相生アパー<br>ト1号   | 同 相生町7<br>-65      | 同   | 69.2 | 2 | 同 | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 34,000 | 38,800 | 44,800 |     |
| 同 2号             | 同                  | 同   | 72.9 | 1 | 同 | 24,000 | 27,800 | 31,700 | 35,800 | 40,900 | 47,200 |     |
| 同                | 同                  | 同   | 72.9 | 1 | 同 | 24,000 | 27,800 | 31,700 | 35,800 | 40,900 | 47,200 | 单身可 |
| 同 3号             | 同                  | 同   | 72.9 | 3 | 同 | 24,400 | 28,100 | 32,200 | 36,300 | 41,500 | 47,800 |     |
| 同                | 同                  | 同   | 72.9 | 2 | 同 | 24,400 | 28,100 | 32,200 | 36,300 | 41,500 | 47,800 | 单身可 |
| 同 城北アパー<br>ト2号   | 同 城北二丁<br>目3-62    | 2DK | 50.1 | 1 | 同 | 17,600 | 20,400 | 23,300 | 26,300 | 30,000 | 34,700 |     |
| 同 桜木アパー<br>ト1号   | 同 南陽市三間通<br>1229-2 | 3DK | 59.3 | 2 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 | 单身可 |



|                |                          |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|--------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 2号           | 同 1229-1                 | 同   | 59.3 | 1 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 | 同   |
| 同 糠野目アバ<br>ト   | 東置賜郡高島町<br>大字福沢525-<br>5 | 同   | 51.2 | 2 | 同 | 11,800 | 13,700 | 15,600 | 17,600 | 20,200 | 23,300 |     |
| 同              | 同                        | 同   | 51.2 | 1 | 同 | 11,800 | 13,700 | 15,600 | 17,600 | 20,200 | 23,300 | 单身可 |
| 同 大町アパー<br>ト   | 同 高島695-<br>12           | 同   | 58.0 | 5 | 同 | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,500 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同 糠野目第2<br>アバト | 同 福沢南21-2                | 同   | 62.6 | 2 | 同 | 16,900 | 19,500 | 22,300 | 25,200 | 28,800 | 33,200 |     |
| 同              | 同                        | 同   | 64.2 | 1 | 同 | 17,300 | 20,000 | 22,900 | 25,800 | 29,500 | 34,100 |     |
| 同 館之北アバ<br>ト   | 同 川西町<br>大字中小松3017<br>-1 | 同   | 70.7 | 2 | 同 | 20,300 | 23,400 | 26,800 | 30,200 | 34,600 | 39,900 |     |
| 同              | 同                        | 2DK | 53.3 | 1 | 同 | 15,300 | 17,700 | 20,200 | 22,800 | 26,000 | 30,100 | 单身可 |
| 同              | 同                        | 3DK | 67.4 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年10月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和3年10月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和3年12月上旬

令和3年9月28日印刷 発行所 山形県庁  
令和3年9月28日発行 発行人 山形県